

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和 8 年 3 月定例会	
議案番号 議案名	議案第 81 号松戸市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 83 号松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
議員名・会派名等	日本共産党 うつの史行
賛否態度	反対
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>私たち日本共産党は、本会議および委員会での討論という議員の権能を最大限に活かすことこそ責任であると考えます。</p> <p>非公式のこの場に、議会で発言してもいない議員が意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容(抜粋)を掲載いたします。</p> <p>*** 以下 ***</p> <p>日本共産党のうつの史行です。先ほど、総務財務常任委員長よりご報告のありました議案第 81 号および第 83 号の 2 本につきまして、会派を代表して反対の討論をおこないます。</p> <p>まず議案第 81 号、行政手続き条例の一部改正についてです。本議案は昨年 9 月定例会の市税条例の改正…いわゆる市税滞納の督促についてインターネットによる公示送達を可能としたものを、今度は「不利益処分と聴聞の通知」についてもネットで閲覧可能にするという条例改正です。</p> <p>公示送達とは、納税通知書等を発送するにあたり相手方の行方が不明な場合に、市の掲示板に書類を掲示し、一定期間が経過するとその書類が相手方に到達したものとみなす法手続きですが、近年法改正されインターネットでの情報掲示と閲覧が可能となりました。</p> <p>審査では、不利益処分の具体例として「下水道指定工事店の許可取り消し」が挙げられました。取り消し事由に該当する行為をしたとされる業者が、その不利益処分に対して弁明する機会としておこなわれるのが聴聞です。</p> <p>通知によって処分に対する防御機会を与えられることは権利保障として大切なことです。一方、通知内容が氏名や店の名前、処分内容、場合によっては処分理由などを含むため、インターネットで広く閲覧可能になることでプライバシーが大きく侵害される懸念が指摘されています。つくば市では昨年 12 月定例会、市税条例と行政手続き条</p>

例の改正案が委員会で否決される事態が起きたように慎重な検討が必要な問題です。

「指定取り消し」などの不利益処分は、一定の期間が経過した後に指定要件を満たせば、再指定が可能となっており取り返しがつくものです。他方でインターネットでの公表は不利益処分を受けた事実がデジタルタトゥーとして永続的に残る可能性があります。

本来は本人へ届けばよいこうした通知・・・税の滞納や不利益処分など極めて個人のプライバシーにかかわる情報・・・を、社会に広くさらす行為は「行政の効率化」の名の下に、名誉・信用・プライバシーという極めて重要な法益を犠牲にするものです。

権利保障のための通知が、逆に永続的な社会的制裁になりかねない危険性を指摘し、本議案への反対討論といたします。

次に議案第 83 号、職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正についてです。

本議案は職員の勤務にフレックス制を導入するもので、一昨年に導入した県に続き県内市町村としては初となる取り組みのようです。

目的として掲げる「働き方改革」および「ワークライフバランス」は重要であり、この間、本市においても短い期間でさまざまな制度が導入されてきました。

しかし、今回のフレックスタイム制は大きな違いがあります。

審査では、勤務時間の調整により最大で週休 3 日の実現が可能となることが分かりました。これまでの時差勤務では「必ず勤務する時間帯であるコアタイム」を外すことはできませんでした。フレックスタイム制はこれを外した勤務を選択できるようになるものですが、窓口や電話対応、会議その他、業務に影響が大きく他の職員へのしわ寄せが発生する懸念があります。公務に支障が無い範囲で・・・という説明ではありますが、それは言い換えれば他の職員が頑張ってカバーするという意味であり、個人のワークライフバランスと、職員間の負担の公平性という、まさに「バランス調整」が大きな課題となります。

また 1 日 8 時間を超えた勤務が選択可能となりますが、労働基準法が定める 1 日 8 時間労働は、労働者の健康を保障し長時間労働を禁じたものであり、労働者の権利として勝ち取られてきた制度です。ワークライフバランスというのであれば、残業の抑制、有給休暇の消化、総労働時間の短縮が可能な「労働環境の整備」にこそ踏み出すべきであります。

こうした問題に加え、このフレックス制には単なるワークライフバランス以上に狙いがあることが指摘されています。それは「公務職場における裁量労働制導入の試金石である」という点です。

人事院の研究会・最終報告書にはこう書かれています。「まずは、柔軟化された申告割振制によるフレックスタイム制の運用の定着を進めた上で、裁量勤務制による柔軟な働き方へのニーズについて検証することが必要である。」これは県がフレックスを導入する直前、2023 年

に出された報告書です。  
ご案内の通り裁量労働制は 2018 年の厚労省による労働時間のデータねつ造で大問題となった「いわゆるサービス残業合法化」であり、経団連等の財界・大企業の大きな要求です。  
いまだにこれが検討され、しかも公務職場に持ち込まれようとしていることに驚きますが、少なくとも国の狙いがそこにあり、このフレックス制がその「地ならし」であることは人事院の資料からも明らかです。知事や松戸市長がそう意図したかは分かりませんが、図らずもその先兵の役割を果たす議案となっています。  
フレックス制の導入は市町村一番乗りを競う類いのものではなく、他の自治体同様、慎重に検討・取り扱うべきと考え、本議案に反対いたします。  
以上、満場の皆さんの反対へのご賛同をお願い申し上げます。